

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 控除対象通算適用前欠損調整額等に係る欠損金額の範囲を定めること。（第八条の十二、第八条の十六の三、第四十八条の十一、第四十八条の十一の七関係）

2 控除対象通算適用前欠損調整額等の控除上限額である法人税額から控除する額を定めること。（第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十、第八条の二十三、第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二、第四十八条の十一の二十五関係）

3 控除対象通算適用前欠損調整額等の特例を定めること。（第八条の十四、第八条の十六の七、第八条の十六の八、第八条の十七の二、第八条の十九の二、第八条の十九の四、第八条の二十三の二、第四十八条の十一の三、第四十八条の十一の十一、第四十八条の十一の十二、第四十八条の十一の十四、第四十八条の十一の十七、第四十八条の十一の十九、第四十八条の十一の二十六関係）

- 4 適格合併等が行われた場合の被合併法人等から合併法人等への控除対象通算適用前欠損調整額等の引継ぎの要件を定めること。（第八条の十五、第八条の十六の四、第八条の十八、第八条の十九の五、第八条の二十一、第八条の二十四、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の八、第四十八条の十一の十五、第四十八条の十一の二十、第四十八条の十一の二十三、第四十八条の十一の二十七関係）
- 5 適格合併等が行われた場合の被合併法人等から合併法人等への控除対象通算適用前欠損調整額等の引継ぎの特例を定めること。（第八条の十六、第八条の十六の五、第八条の十九、第八条の十九の六、第八条の二十二、第九条、第四十八条の十一の五、第四十八条の十一の九、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の二十一、第四十八条の十一の二十四、第四十八条の十一の二十八関係）
- 6 控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例を定めること。（第八条の十六の二、第四十八条の十一の六関係）

二 事業税

法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を計算する場合において、法人税の規定の例により、繰越欠損金を損金の額に算入するための必要な読替え等を定めること。（第二十条の三関係）

三 国民健康保険税

国民健康保険税の減額の基準について、所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を四十三万円（現行三十三万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えること。（第五十六条の八十九

関係）

四 その他

徴収の猶予の特例の対象となる地方団体の徴収金の期日について、令和三年二月一日に改めること。

（附則第三十六条関係）

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の四の改正は公布の日から、第一の三の改正は令和三年一月一日から、その他の改正は令和

四年四月一日から施行すること。